

移住労働者⁽¹⁾の流入とナショナルな動きへの二つの可能性

－韓国における移住労働者の受け入れをめぐる－

洪 志 瑗

本稿は世界的な規模で展開している移民をアジア、その中でも韓国に焦点を当てたものである。本稿では、1980年代まで労働者の送り出し国であった韓国が、移民を送り出すとともに受け入れ国へと転換してきた状況を分析する。そのなかでも、韓国の移住労働者問題を産業技術研修制度と外国人不法在留者自主申告制度という一種のアムネ스티の運用に注目し、その政策の変化を分析する。外国人の単純労働者の流入に対する明瞭な政策が樹立されてない韓国において、産業技術研修制度と自主申告制度は、移住労働者に対する政策の性格を究明する好材料であるからだ。制度の検討によって、現在における韓国での移住労働者政策の性格を究明したい。そして、移住労働者に関して変化をもたらす新しい動きを紹介し、最後に移住労働者がもつ韓国社会への影響をナショナルな側面と関連して考察する。

1 移住労働者の流入と規模

(1) 移住労働者流入の背景

移住労働者流入の背景としては第1に、経済成長にともなうソウルオリンピック以降のイメージ向上により、韓国が新しく移住労働者を引き付けるようになったことがあげられる。それは、日本の1989年からの移住労働者に対する入国規制と強制出国の強化、および、湾岸諸国での移住労働者の受け入れ中止により、移住労働者が世界的な規模で新たな行き先を求めるようになったことも遠因として作用している。

第2に、韓国の好景気が移住労働者のプル要因として働いた。つまり、1986年以降、ドルに対する弱いウォン、原油価格の下落、国際的な利子率の低下など、貿易収支ならびに経常収支の黒字をもたらし、急速な経済成長が達成されたのである。また、1989年に政府が住宅200万戸建設計画を打ち出し、国内で

建設業を中心とした単純労働力への需要が高まったことも、プル要因として作用した。

第3に、労働力供給構造の変化があげられる。韓国の経済成長を可能にした農村からの無制限の労働力供給が、制限的労働力供給への変化し、離農者が就業した職種に若い世代がつかなくなり、その分野で労働力不足が発生したのである。

第4に、1970年代半からの低年齢、低学歴層数の減少も、労働力不足の一因となった。とくに24歳以下の低年齢層や15～19歳の年齢層の労働力供給は、高学歴化の現状を反映して著しく減少する。

第5に、朝鮮族の流入も大きな流れである。韓国政府は、1988年韓国訪問をはじめて認めた以来、朝鮮族に対しても入国規制を緩和した。韓国政府の社会主義国家との外交に積極的に取り組んだ「北方政策」、中国の「改革開放政策」のもとで、1992年には韓国と中国の国交が正常化された。それ以来、朝鮮族に対する入国規制と緩和が繰り返されることとなるが、朝鮮族の入国は増えつづけた。

第6に、ソウルオリンピック、大田エキスポ、韓国訪問の年など国際行事が続く中で、入国規制が緩和されたこともプル要因として作用した。

(2) 移住労働者の構成

現在の韓国において公的に認められている移住労働者は、基本的に国内の技術や労働力では代替が不可能な専門職である。即ち、単純労働力の国内就業は、原則的に禁じられているのである。合法的に就業している外国人は全外国人のなかでも非常に少なく、移住労働者を特徴付けるのは、産業技術研修制度と未登録労働者^②である。というのは、移住労働者に占める研修生と未登録労働者の割合が多い上に、移住労働者問題の対象となるのが大多数の場合、研修生と未登録労働者だからである。

ここでは専門技術職を中心とした合法就業者、産業技術研修生、未登録労働者を中心に移住労働者を見ていく。

① 専門技術職を中心とした合法就業者

韓国における外国人の就業は、韓国人では確保できない部分という最小限の

範囲を対象としており、「出入国管理法」によって定められている。合法就業者数は、出入国管理の集計が始まった1971年には625人であったのが、その後ゆるやかに増加していき、1993年には3,767人となっている。以後、1994年の5,625人、1995年の8,228人、1996年の13,420人、1997年の14,655人と、その数は急増したが、1998年には景気後退の影響を受け、11,143人に減少している。合法就業者数が産業技術研修生、未登録労働者の数に比べて少ないのは、韓国人労働力の不足分のみを外国人労働力で補うという「補完性の原則」に従い、外国人の就業を制限しているためである。

1999年11月末の出入国管理統計によると、専門技術職の合法就業者は12,912人で、その主な国籍はアメリカ、カナダ、日本、中国、イギリス、ロシア、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランドである。業種としては、会話指導が一番多く（5,184人）、その他にも芸術興行、教授、研究、技術指導などがある。

② 産業技術研修生

産業技術研修制度は元々、開発途上国に対する技術移転を前提に、経済協力を図る制度である。しかし、この制度は、韓国内の中小企業での労働力不足を解決する手段として活用されてきた。種類としては、大きく①海外投資・技術提供・設備輸出をしている企業が、国際関連産業技術研修生として導入するものと、②中小企業協同組合中央会中央会の推薦による単純技能産業研修制度に分けられる（以下、中企協と略す）。

③ 未登録労働者

未登録労働者は超過滞在者、不法就労者、密入国者など、出入国管理法を違反しており、出入国記録から抜けている移住労働者を指す。未登録労働者は韓国の移住労働者のなかに占める比率が最も高く、流入してきた時期も早い。産業技術研修生が1991年から導入されたのに対し、未登録労働者は1986年アジア大会以降、1987年から流入しはじめ、1989年以降に急増している。これは、1988年のオリンピックをきっかけに、韓国政府がビザ免除協定締結やビザなし入国の許可、入国審査の簡素化などの出入国規制緩和措置をとったことが作用したためである。未登録労働者の割合は、1989年から1993年までの間、全体の移住労働者のうち80%以上を占めており、とくに1991年には92%にまで達して

いる。未登録労働者はソウルオリンピック以降、1989年から国内の景気変動や不法滞在者に対する取り締まりの強弱と関連しながらも急増している。

単純技術産業研修生と未登録労働者については次で詳しく見ることにする。

表1 移住労働者の構成 (1987～1998)

(人, %)

年度	総数	合法就業者	産業技術研修生	未登録労働者
1987	6,409	34.2	0.0	65.8
1988	7,410	32.4	0.0	67.6
1989	14,610	16.9	0.0	83.1
1990	21,235	13.3	0.0	86.7
1991	45,449	6.5	1.3	92.1
1992	73,868	4.6	6.7	88.7
1993	66,323	5.7	12.1	82.2
1994	77,546	5.8	31.0	62.2
1995	134,047	6.1	31.9	62.0
1996	210,494	6.4	32.3	61.3
1997	266,301	5.5	38.9	55.6
1998	184,815	6.0	40.1	53.9
1999	207,258	12,921	62,688	131,649
2000.7	243,364	14,697	89,484	153,879 (63.2)

出典：薛東勳『外国人労働者と韓国社会』ソウル大学出版部，1999年，112ページ

1999年は1999年1月30日現在の出入国管理統計によるもの、2000.7は東亜日報2000.7.6による

2 単純労働者を受け入れる産業技術研修制度

韓国における移住労働者政策は、閉鎖的な立場をとりながら、現実には3K業種及び零細・中小企業の労働力問題を解決するために、産業技術研修制度を利用している。研修生は、後の未登録労働者とともに韓国での移住労働者の大半を占めている。

1991年から海外投資企業を通して導入された国際関連産業技術研修生は、現地で雇用した労働者の労働力技能向上のため国内研修を行うもので、現地法人をもっている国内企業では、最大50人まで自由に導入できるようになっている。そのため、この制度の恩恵は、定められた基準を満たすことができる大手企業や中堅企業が対象に限定されるものとなった。またもう片方の単純技能産業研修生制度は、1991～1993年までは法務部訓令255号の規定により、商工部長官

が推薦する企業において、小規模に実施されるに過ぎなかった。当初は、国内労働者が就業を忌避するにもかかわらず、産業政策上、残すべき10の基幹中小製造業種（染色、メッキ、熱処理、機械類、ガラス、皮、電子、電気など）を対象に、産業技術研修生が導入されていた。このとき、製造業の育成をはかることが目的とされたため、研修生の配分は、中小製造企業に限定されることとなった。研修生制度が実施された当初の研修生総数は、1991年に599人、1992年に4,945人、1993年に8,048人と急増している。

表2 導入主体別産業技術研修生数

(1994～1998, 人)

年度	全体	海外投資企業	中小企業協同組合中央会
1994	26,690	9,874	18,816
1995	52,311	15,238	37,073
1996	59,734	21,522	38,212
1997	80,915	23,556	57,359
1998	70,000	31,635	38,365

出典：中小企業協同組合中央会、『外国人産業技術研修白書』, 1996年

1994年から産業技術研修制度は中小企業の労働力不足緩和のために積極的に活用されるようになり、研修生数は飛躍的に増加することとなった。また、産業技術研修生の募集・斡旋・研修・事後管理も、すべて中企協の管轄とされた。同会は雇用主の利益団体であるため、雇用主の利益を極大化する制度を運用しているなどの非難が、現在まで相次いでいる。

さらに、拡大された産業技術研修生制度では、研修対象業種が生産職労働力不足率で5.0%を上回る21個の製造業にまで拡大されている⁽³⁾。この結果、それに該当する製造業に対して、1994年5月の第一次採用で22,065人、同年11月の第2次採用で10,000人（繊維7,500人、靴2,500人）の研修生が導入されている。このとき、導入の対象となる企業の規模は、10人以上300人未満に限定されたのだが、斜陽産業の靴製造業に関しては、例外が認められた。このことは、研修生導入が労働力不足を埋めるためであったことを如実に示すものである。

続く1995年8月の第三次採用計画では、20,000人の導入が決定され、実際に22,090人が採用されることとなった。このとき、原則6ヶ月の研修期間を更に6ヶ月延長できるとした従来の規定が、最大2年まで延長できるように変更されている。その上、この時の産業技術研修生導入では、これまでの国別企業離脱率が考慮され、国籍による割り当て制が取り入れられている¹⁰⁾。さらに、1996年の第四次採用で20,000人、第五次採用で10,000人が追加導入される。このときの研修生導入では、飲料食品製造業が新しく対象業種に加わり、22の製造業で研修生が受け入れられるようになったほか、最大で3年までの研修期間延長が認められるようになる。

1998年には「出入国管理法」の改正によって、「研修就業制度」が新たに導入された。これは、産業技術研修生のうち、「国家技術資格法」による技術資格検定、またはこれに準ずる技術資格に合格した者を対象としている。その上、この制度では、研修推薦団体が薦める企業において、2年の産業技術研修を終えた者に限り、就業活動が可能な研修就業資格で「滞在資格変更許可」が付与される。しかし、研修就業制度も産業技術研修生の期間延長にすぎない面があり、それに対する批判が絶えない。

研修生の導入をめぐる問題点としては、以下のことがあげられる。

- ① 産業技術研修制度は、形式には「研修」であるが、実際には「就業」であるということである。研修生は、実質的には低賃金労働者として「活用」されているながらも、一般の賃金よりはるかに安い研修手当が払われている。さらに、研修生の賃金は未登録労働者より安く、未登録労働者との賃金の差は職場離脱の要因のひとつになっている。
- ② 政府の意図とは反対に、産業技術研修生は未登録労働者の労働力を代替できないということである。産業技術研修制度は、中小企業の労働力不足を解消すると同時に、不法就業にとって代わることが望まれてきた。しかし、現行の産業技術研修制度では、従業員が10人以上の企業体でしか研修生を受け入れられないので、10人未満の零細企業の労働力不足対策にはならないのである。故に、結果的に未登録労働者を減少することにもつながらないのである。
- ③ 斡旋機関の不当な搾取の問題が存続することである。つまり、中企協が研修生の導入を民間の送り出し機関と契約しておこなっているために、民間の

送り出し機関が研修生に対して、教育費や出国手続き費用名目の手数料、帰国保証金を不当に要求するのである。

- ④ 研修生の他の職場への移動が禁止されていることである。そのため、研修生の職場の移動は、たちまち離脱になる。研修生は企業に配置されるとき、中企協に保証金として30万ウォン（約3万円）を預ける。これは、研修期間が満了するとき返されるものなのだが、離脱した研修生は不法滞在者とされ、保証金を返さないことになっている。その結果、離脱した研修生の保証金はすべて中企協の利益になる。また、研修生が離脱した企業は、研修生の再配置をしてもらえないことになっている。このような研修生を管理する制度は、研修生にとって強い制約を課す一方で、この制度を産業技術研修協力団（中企協の機関）が独占的に支配することで、中企協に利益が生じるのである。

こうした数々の問題を抱えながら、1993年11月から97年7月末までに入国した研修生は、79,719人（職場離脱は27,191人、34.1%）である。1998年5月からは経済危機により研修生制度が中止されたが、1999年からは再開されている。2000年には、研修制度を雇用許可制に改善するという政府の発表があった。このような新しい動きは、人権差別の汚名をはらしたい大統領を中心とした政府の意見が中心をなしている。雇用許可制の導入をめぐる活発な議論も、結局は経営者側の反対により、制度の導入は困難な状況になっている。

3 外国人不法滞在者自主申告制度

急激な未登録労働者の増加に対して韓国政府は、未登録労働者の取り締まりを行なった。しかし、労働力不足の状況を訴える中小企業主の要請により、未登録労働者の就業は事実上黙認されることとなっており、こうした相反するニーズのなかで「外国人不法在留者自主申告制度」が運用されることとなる（以下、自主申告制度）。未登録労働者増加への社会的非難と、単純技能職分野における人手不足の状況で打ち出されたのが自主申告制度なのだ。

自主申告制度とは、法務省が定めた期間に不法在留者であることを未登録労働者が自ら申告すると、申告したものに対して限定的ではあるが、その滞在と就業を認めるというのが主な内容だ。同時に未登録労働者を就業したことを雇用主が申告すると、それに対する処罰が軽減された。

1992年から始まった自主申告制度は間欠的に、2000年の1月末まで8回にわたって行なわれている。自主申告制度内容は時期によって異なっているが、以下では大きく3つに時期区分して、自主申告制度の運用をみることにする。

(1) 第一期自主申告制度 (1992.6.10～1994.5.31)

1992年3月に起きたパキスタン人同士の殺人事件をきっかけとして、外国人未登録労働者に対する規制の世論が高まった。世論の要請を受けた法務部は、1992.6.10～7.30の間、未登録労働者と彼らを雇用している雇用主を対象に自主申告を要求した。自主申告者に対しては、処罰と罰金が免除されることとなった。そして、雇用主の責任のもと、1992年12月31日まで働くことが認められた。即ち、一時的に国内滞在と就業が許可されたのである。また、このとき自主申告した未登録労働者のうち、製造業に従事している27,000人に限って、結局、その後4回にわたって出国期限が延長された。4回の延長には、自主申告者の一部を中小企業の労働力不足に対応しようという狙いがあった。

(2) 第二期自主申告制度 (1995.10.1～1999.5.31)

第二期は、外国人不法滞在者に対する罰金を全額免除し、未登録労働者の出国を奨励するために、自主申告制度が実施された。とくにこの時期を象徴する例が、1997年から1998年にかけてのIMF危機の中での期間設定であった。この時期の実施には、IMF経済危機以降に失業した未登録労働者の出国を奨励する目的があった。自主申告した未登録労働者を、これまで雇用してきた雇用主に対する追跡調査や3年以下の懲役、100万ウォン以下の罰金を免除し、未登録労働者自身の自主申告を積極的に奨励している。これは、自主申告制度が韓国国内の経済状況によって未登録労働者を出国させるのに活用されていることを明示している。1999.5.1～5.31の自主申告期間には、移住労働者を出国させる目的がさらに明確になった。未登録労働者にかかわって韓国人労働者を雇用する中小企業には、6ヶ月の間、1人当たり60万ウォンの政府補助金が支給された。こうした政策がとられた背景には、韓国人失業者の就業機会を増やす狙いが存在する。

(3) 第三期自主申告制度（1999.12.31～2000.1.31）

第三期自主申告制度は、超過滞在している未登録労働者に対して、不法滞在に関連する一切の処罰を免除し、一旦出国した者が適切な手順によって再入国するのを許可している。この時期の自主申告制度は、後で説明する「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」から除外された中国朝鮮族をターゲットとしている。この時期には、4回目に行われた自主申告以降、自主申告制度を利用して出国する数が激減し、かつてのような未登録労働者を出国させる効果を持たなくなった。

(4) 研修制度、自主申告制度を通してみる移住労働者政策

まず、自主申告制度のなかでみられる就業と滞在に対する一時的許可は、第一期のみで、そのあとは未登録労働者を締め出す出国の措置として機能している。制限的に認められた居住と就業の権利は、国内経済の後退という局面において、放棄されることになった。

第2に、景気の回復と後退、政治的要因などによって繰り返される自主申告制度の実施は、移住労働者が帰国する際の罰金の免除をねらい、その在留を次の自主申告期間までに伸ばす結果を招いた。自主申告制度が未登録労働者の増加を防ごうとする内容に変質した場合においても、未登録労働者の増加に歯止めをかける結果にはならなかったのである。政策の意図とは裏腹に、不法滞在の自主申告をした者が出国したにもかかわらず、未登録労働者の数は維持されることとなった。未登録労働者個人は随時入れ替わる一方、集団そのものは持続的に維持されたのである。

第3に、自主申告制度を利用した未登録労働者に対する編入と排除は、政策の意図どおり未登録労働者が減少しないという点においても失敗であった。1998年以降、自主申告による未登録労働者の出国は激減しており、また新しく入国する外国人も増加している。経済危機後の構造調整の中で失業が急増しているにもかかわらず、移住労働者に対する需要が依然として存在している。

第4に、移住政策の中で民族的出自を基準とするエスニシティ集団間の差が明確に出された。第三期の自主申告制度にみられる、韓国系の朝鮮族に対する優遇策と捉えられる政策の運用は、今まで韓国系と非韓国系移住労働者がほぼ同じく待遇されてことに亀裂が生じていることを意味している。韓国系に対す

る優遇が非韓国系に対する処遇の形式的な改善に先立つものなのか、それとも韓国系と非韓国系の処遇を差異化することで、非韓国系移住労働者に排除がより深化してしまうのかに対しては注意深く考察する必要がある。

4 最近の移住労働者をめぐる変化

(1) 支援団体と移住労働者の活動

移住労働者をめぐる問題が韓国社会で大きくとりあげられるようになったのは、1994年未登録労働者の産業災害の治療と補償を要求するデモ、翌年の1月、3人のネパール産業技術研修生によるデモが、移住労働者の実態を衝撃的に韓国社会へ知らせることによる。こうした移住労働者自身の行動を受けて、労働災害の補償、外国の送り出し会社の賃金と労働条件の誇張や過度な手数料徴収が禁止されるようになった。更に、国内の労働力管理会社による研修生の監視・監禁・人権侵害を禁止する「外国人産業技術研修生の保護及び管理に関する指針」も発表された。1995年3月からは、外国人産業技術研修生にも労働災害補償保険・医療保険が適応されるようになり、勤労基準法上の法的保護も受けられるようになっている。

このように、移住労働者の人権が保護される方向に向かっているのは、移住労働者自身と彼らを支援する団体の成果であり、90年代後半から始まった市民運動の成果といえる。また、2001年からは未登録労働者の子供の就学が可能になり、労働組合が結成された。

(2) 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」の通過と補完

1999年8月に通過された「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」は、在外同胞の出入国の規制を緩和するものであった。この法律では、韓国系住民に対する定義が1945年以降海外に出た人と決められている。そのため、主にアメリカと日本にいる韓国系同胞が対象として想定されており、中国とロシアの同胞が除外されている。本法律は韓国国内での経済活動や就業などに関して、韓国人と同等な地位を与えることによって、アメリカや日本から韓国への投資をより円滑することを目的としている。対象から除外されたことに反発した滞在中の中国朝鮮族と60余の社会市民団体が、在外同胞の出入国と法的地位に関

する法律」の拒否闘争を大々的に行なった。

こうした動きを受けて政府は、「中国同胞国籍業務処理指針」と「ビザ発給業務指針」の改正を主軸とした朝鮮族に対する補完策を打ち出した。この改正によって、中国同胞の国籍取得の簡易化、入国規制が緩和された。また、未登録労働者の朝鮮族には、特別自主申告期間の設定して、再び合法的に再入国できるようにし、産業技術研修生のうち平均15%を占める中国同胞の比率を20%まで拡大された。全体として、これまでの規制を全面的に緩和する内容となっている。この補完策はこれまで他の移住労働者とあまり違いのなかった中国朝鮮族の地位を大きく変えることが予想される。

(3) 国籍法の改正

国籍法が父系血統主義から両系血統主義へ1998年6月14日改正された。この結果、父母の一人が韓国民であると、子供は出生と同時に韓国籍の取得が可能になる。

二重国籍者は出生後満20歳以前に二重国籍者になった者の場合は22歳になる前に、満20歳以後二重国籍者になった者の場合はその時から2年以内に、国籍を選択することになっている。婚姻による帰化に関しては、結婚後2年以上の合法的に居住していないと帰化申請が出来ないので、未登録労働者の場合、婚姻による帰化は難しい。韓国籍を取得するためには、いったん帰国して再び合法的に入国しなければならない。ビザ発給と期間延長が許可されるためには、結婚を立証する書類と3000万ウォン（日本の約300万円）以上の経済的能力を証明する必要がある。さらに、不法滞在をはじめとする法律違反のないことが条件として挙げられており、未登録労働者の国籍取得はほぼ不可能といえる。国籍法の改正が、外国人と結婚した韓国人女性および、その家族の権利を保護した点では評価できる。だが、1998年12月現在、約3000人の未登録労働者と結婚した韓国人女性およびその家族の権利は、そうした権利から排除されたままである。むしろ、女性の間には、配偶者の法的資格によって、権利を享受できるものとそうでないものを分断化する結果が生まれたのである。

結びにかえて—ナショナルな枠に対する二つの問いかけ

移住労働者の流入と存在は、韓国社会に大きなインパクトをもって、韓国、韓国社会のあり方をといている。その問いは大きく二つの可能性をもっている。一つは、単一民族国家として維持されてきた韓国という近代国家に対して疑問を投げていることである。現在の移住労働者問題を通して、今まで韓国社会内で疎外されてきた華僑に加えて、他民族、他文化との共生を試みる動きがそれである。韓国においても、日本をはじめとする諸国と同じく、移住労働者問題がナショナルな枠を解き放すかぎとなっているのである。しかし、もう一つの可能性は、最近の朝鮮族に対する優遇と朝鮮半島の緊張緩和にみられる南北統一への期待が、むしろ朝鮮族以外の移住労働者に対する差別ないしは排斥につながることである。

ここでは、移住労働者イシューがもつ韓国社会の変換の契機としての二つの可能性を、ナショナルな枠への問いかけを手がかりに考察したい。

1990年代に入って、韓国では民主化運動の高揚、そして「文民政権」の登場などにより、韓国における近代国家、民族、ナショナリズムに関する議論が活発になってきた。これまで韓国においてナショナリズムは、植民地期の抵抗民族主義として理解されてきた。そのためナショナリズムは、道徳的正当性をもつ規範的尺度として理解されてきたのである⁶⁵。つまり、韓国において民族主義は常に「解放」と結びつけて語られるため、そして国家の空白を満たす神話の実体であったために、肯定的な意味でしか理解されなかったのである。こうした解釈の背景には、朝鮮半島が依然として南北に分断されている現実があり、それを口実として、抑圧的な政治体制を正当化しようと軍事政権が積極的に利用したことが存在する。それゆえ、民族主義を批判的に捉えること自体、タブーとされたのである。結局、韓国社会で民族主義は、個体的な生に対する相対的な規定力を持ちながら、民族という集団的な生の中への編入を強要する社会理念であったのである⁶⁶。1960年代以降、南北朝鮮は双方ともに、民族主義を強調し始め、その結果として朝鮮半島の民族主義は体制イデオロギー的性格を強めることとなる。つまり、分断状況を利用しながら権力を再生産する手段として、統一の言説から体制強化の言説へと姿を変えたのである。「国なき民衆としての蔑視と冷遇を受けてきた過去から抜け出すために、人民経済に全身をさ

さげなければならない」という北の言説と、「祖国を近代化し国力を育てるために全国民が一致団結して国家に対する軽挙妄動を慎まなければならない」という南の言説は同じ根から生えてきたもののなのである⁷⁷⁾。

だからといって、20世紀の朝鮮半島における民族主義を、国家権力が行使する物理的強制力と理解するだけでは、その言説が持つ影響力を十分に理解することはできない。というのは、民族主義に対する民衆の自発的同意が、前提として存在するからである。「むくげが咲きました」などのナショナリスティックな小説が次々と流行り、しかも空前のヒットをするようになったことは、何よりこの事実を示している⁷⁸⁾。もはや韓国において、「解放的」とみなされてきたナショナリズムは、「排他的」「膨張主義的」ナショナリズムへと変質した側面がある。しかも、そうしたナショナリスティックな認識は、移住労働者に対してもみごとに反映されているのである。

移住労働者問題をとおして、韓国でのナショナルな問題を指摘し、そして、それを克服すべきものと指摘する研究は、90年代半ばに入ってから多くみられるようになった⁷⁹⁾。今まで省みることのできなかつたナショナリズムへの議論は、最近の移住労働者をめぐる議論により明確になったのである。

職場における移住労働者と韓国人の人間関係を考察したユ・ミョンギは、職場の中で「われわれ」韓国人と「他者」である移住労働者という徹底的な区別が存在すると指摘している。「他者」は仲間からはずされ、彼らは最末端の位置におかれる。そこには、肉体労働への軽蔑とかれらの主な出身国である東南アジアに対する優越感があり、多民族・他文化に対して自己中心的で排他的な認識が垣間見える⁸⁰⁾。こうした差別の現実には、「不法外国人労働者」の国家による統制や市民社会への参加の否定に加えて、韓国社会の排他性を暴き出すものといえる。その上、第3世界からの移住労働者を韓国人に比べて劣等人種と考え、低く評価することで、彼らを労働力として最大限に利用する資本主義の論理として作用していることを示している。こうした移住労働者問題が投げかける問いや韓国社会への異議申し立てによって、現在のナショナルな枠の持つ排他性が認識されるようになり、それをいかに解決すべきかという方向に議論を向かわせているのである。

移住労働者をめぐるもう一つの可能性は、上述したことはまったく逆で、ナショナルな傾向がより濃厚となる恐れがあるということである。本稿では移

住労働者を、韓国系と非韓国系移住労働者双方を含む用語として用いてきた。なぜなら、朝鮮族を中心とする韓国系移住労働者に対して、親戚訪問としての入国や15%に定められた産業技術研修生の割り当て枠など、優遇措置が存在するものの、韓国系と非韓国系は、基本的に同じ枠内で受け入れられてきたからである。故に、受け入れや待遇などに目立った差異は微々たるものであったといえる¹¹⁾。しかしその一方で、韓国系移住労働者への優遇に対する議論は常に存在していた。というよりむしろ、大多数の者がそうした議論に肯定的な態度を示していたのである。中でも、韓国系のはとんどを示す朝鮮族に関しては、国籍が異なっているだけの我が民族であるとの認識から、他の非韓国系とは異なった優遇措置をとるべきとの立場が示された¹²⁾。また、朝鮮族の受け入れを、今後の北朝鮮との関係の中で考察すべきとの意見は、北朝鮮からの人々を受け入れるための準備として他の非韓国系より暖かく迎え入れるべきとする意見のなかにも、また、南北が統一して北朝鮮の労働力を受け入れることを考えて慎重に進めるべきだとの意見の中にも共通してみられるものであった¹³⁾。要するに、同じ民族であること、そして南北統一への準備として、朝鮮族に対する優遇への論理が維持されてきたのである¹⁴⁾。このような議論を背景に、1999年には、「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」から除外された朝鮮族への補完策が打ち出された。これにより、朝鮮族に対する国籍取得の条件が拡大され、1年間の制限付ではあるが、親戚訪問者に対しても就業を認めるようになったのである。従って、1999年の補完策をきっかけに今後、韓国系と非韓国系移住労働者との受け入れを一層区別する政策がとられる可能性がある。韓国系に対する優遇措置を主張する論理は、その中でしばしば引用された日本の例に、より近づきつつあるのである¹⁵⁾。

こうしたナショナルな傾向とともに、グローバル資本の動きが移住労働者に対する排斥を高揚させる恐れもある。というのは、市場原理の徹底によって、弱者が切り捨てられていく中、その煽りを最も被るのが移住労働者だからである。1997年のIMF危機は、そうしたことを示す最適の事例である。韓国は1997年末、IMF（国際通貨基金）による経済再生プログラムを受け入れようになり、深刻な経済危機にみまわれた。IMFは、韓国政府に高金利政策、緊縮財政、構造調整、整理解雇の拡大などを勧告した。こうしたIMFの勧告は、世界金融資本の利益を最大限に代弁しながら、その影響下におかれる国家と社会を、

独占資本主義の支配下、即ち、世界資本の支配下に取りこもうとするものといえる。市場に対する国家の統制をなくそうとする規制緩和、労働争議を最小化するための労働の柔軟化、資本移動の自由化は、世界資本に有利な条件での市場参与を保証するものに他ならないのである⁹⁹。

新自由主義路線が強化されることで、社会にとっての一番の問題は、失業の増加である。1997年以降の失業者の増加は、IMF危機が与えた生活への打撃の大きさを物語っている。1997年1月現在で55万人であった失業者は、1998年1月には93万人、1999年には1月176万人に達し、同年2月の失業率7.9%を頂点に減少していくかのように思われた¹⁰⁰。しかし、1999年の下半期からは再び失業率が上昇している。失業者が続出する厳しい経済状況の中で、移住労働者に対する支援団体の後援は著しく減少しており、移住労働者に関する記事や関心も減っている。しかし、移住労働者数がIMF危機以降減少したものの、現在では景気の後退にもかかわらず、再び増加している。今後、経済の停滞に伴い、韓国人と移住労働者の葛藤が、いっそう表面化すると思われる。移住労働者問題の行方は、これからの韓国社会の行方と深く関連しており、また、移住労働者問題の解決の仕方によって、韓国社会のナショナリズムの性格や方向性をうかがうことができるので、今後も注目する必要があるだろう。

〈参考文献〉

- 김동춘 「근대의 그늘-한국의 근대성과 민족주의」 당대, 2000년
- 김종일의 「한국의 외국인노동자정책과 지원운동」 『경제와 사회』 1995년 겨울
- 文化春 「불법체류외국인근로자와 노동허가제에 대한 고찰」 『법조』 1996년 2월호
- 박영범, Abella, M., Bohning, W.R 『외국인정책에 관한 연구』 1996년
- 薛東勳 『외국인노동자와 한국사회』 서울대학교출판부, 1999년
- 유명기 「외국인노동자와한국문화」 「외국인노동자의현실과미래」 송명준, 백석현, 유명기, 함한희, 설동훈, 이변송, 권주안저, 1999년, 미래인력연구센터
- 임지현 「민족주의는반역이다-신화와 허무의 민족주의담론을넘어서」 소나무, 1999년
- 함한희 「외국인노동자의갈등과적응」 『외국인노동자의현실과미래』 송명준, 백석현, 유명기, 함한희, 이변송, 권주안저, 1999년, 미래연구센터
- 伊豫谷登士翁 『変貌する世界都市-都市と人のグローバリゼーション』 有斐閣, 1993년.
- 伊豫谷登士翁, 梶田孝道編 『外国人労働者論-現状から理論へ』 弘文堂, 1992년.
- 伊豫谷登士翁, 杉原達編 『日本社会と移民』 明石書店, 1996년.
- 林志強 「朝鮮半島の民族主義と権力の言説」-比較史的問題提起 『現代思想』 2000년 6月号.
- 姜來熙 「韓国における IMF 新自由主義の構成と文化変動」 『思想』 2000년 3월, 909호.
- 駒井洋著 『日本の外国人移民』 明石書店, 1999년.
- 駒井洋, 渡戸一郎, 山脇啓造編著 『超過滞在外国人と在留特別許可』 明石書店, 2000년.
- 사스키아·사센 『グローバリゼーションの時代』 1999년, 平凡社, Saskia Sassen, *Losing Control? In an Age of Globalization*, Columbia University Press, 1996.
- 사스키아·사센 『労働と資本の国際労働·世界都市と移民労働者』 森田桐朗他訳, 岩波書店, 1992년. Saskia Sassen, *The Mobility of Labor and Capital-A study in International Investment and Labor Flow*, Cambridge University Press, 1982.
- 杉原達著 『越境する民: 近代大阪の朝鮮人史研究』 新幹社, 1998년.
- 森田桐朗 『国際労働移動と外国人労働者』 同文館, 1994년.
- 森田桐朗 「日本における外国人労働者」 『国際労働移動と外国人労働者』 同文館, 1993년.
- 労働大臣官房国際労働科編著 『海外労働白書』 激化する国際労働力移動/深刻化する世界の雇用問題, 平成4년.
- 梁官洙 「韓国の労働市場構造と移住労働者の現状と問題」, 『外国人労働者問題の展望』.
- 本多淳亮, 木下博編, 大阪経済大学法科大学出版部, 1995년.
- 渡辺雅子編著 『共同研究出稼き日系ブラジル人』 上論文編 「就労と生活」 明石書店, 1995년.

- (1) 本稿では、一般にいう「外国人労働者」を「移住労働者」という用語を用いて表現する。移住労働者には専門技術職を中心とした合法就業者、産業技術研修生、未登録労働者が含まれる。この用語を用いるのは、外国人労働者という用語に含まれている「一時的に居住する人」の意味合いをさけるためである。また、「移住労働者」という用語は、韓国系と非韓国系の両方を含んだ概念として用いる。
- (2) 未登録労働者とは、主に超過滞在者、資格外就業者、密入国者などのことをさす。韓国の出入国管理法のいう不法滞在外国人がこの範囲にはいる。
- (3) 1998年11月末現在、海外投資企業、水産業協同組合などで導入している研修生は、縫製衣服が23,699人(31%)、金属組み立て・機械8,495人(11%)で、化学・ゴム、電気・電子、運輸装備、家具・その他製造などの業種に従事している。
- (4) 離脱とは、研修生が当初指定された企業を離れることをいう。研修生が指定された企業を移すのは、禁じられており、その違反は直ちに不法滞在者になることを意味する。
- (5) 林志炫「民族主義は反逆である-神話と虚無の民族主義ディスコースをこえて」ソナム、1999年、7ページ。임지현 「민족주의는 반역이다-신화와 허무의 민족주의담론을 넘어서」 소나무, 1999년
- (6) 林志炫「朝鮮半島の民族主義と権力の言説」-比較史的問題提起『現代思想』2000年6月号、128ページ。
- (7) 前掲、林志炫、『現代思想』2000年6月号、137-138ページ。
- (8) 1993年に初出版され、1998年の夏までに約400万部が売れた小説。1994年には第1位のベストセラーで、今年には映画化される予定であるこの小説は、韓国と日本との仮想戦争を背景としている。日本と戦うために、南北が協力し合って核ミサイルをつくり、日本の無人島に投下する計画を立てる。結局は日本が降伏し、韓国が勝利をおさめる内容となっている。ここで注目すべきことは、400万人もの以上に、武力行使や核に対する無批判的な内容を好んでいる現状であろう。
- (9) 代表的論者としては、ゆ・みよんぎ(1997)、薛東勳(1999)、咸 翰姫(1997)、李・ウクジョン(1996)などがいる。
- (10) ゆ・みよんぎ「外国人労働者と韓国文化」『外国人労働者の現実と未来』未来労働力研究センター、薛東勳ほか、1997年、110-128ページ。
유명기 「외국인 노동자와 한국 문화」 「외국인 노동자의 현실과 미래」 송병준, 백석현, 유명기, 함한희, 설동훈, 이병송, 권주안 저, 1999년, 미래인력연구센터
- (11) 韓国系の未登録移住労働者の場合、言葉がわかり、顔たちが韓国人と似ていることで、非韓国系より月給の面で優遇される場合がある。
- (12) 金善珠「韓国における外国人労働者の人権問題」外国人労働者相談所開所記念シンポジウム発表論文『法曹春秋』1995年、1月、77ページ。김선주 「한국에서의 외국인 노동자인권 문제」 외국인 노동자 상담소 개소 기념 발표 논문 『법조춘추』 1995년
- (13) 黃سنヨン「中国同胞たちの韓国社会への適応実態」『橋樑政策資料』1994年、10月号、17ページ。
- (14) 朝鮮族を優遇すべきとの意見は、韓国側だけでなく、朝鮮族側にもみられる。1991年末から朝鮮族を対象に支援活動をはじめ、1994年にひらいた「城南外国人労働者の家」は、1995年には「中国同胞の家」の名前も掲げるようになった。朝鮮族たちが自分たちは「外国人労働者」ではなく、あくまでも「同胞」であるとの主張があり、一つの支援団体が二つの名前をもつようになったのである。朝鮮族の中では、自分を外国人労働者とみなすことを「差別」または「卑下」として受け止める傾向をあらわすのである。しかし、朝鮮族のこのような見方は、中国少数民族としてのアイデンティティが弱化したことではないことを認識する必要がある。
- (15) こうした議論の中で、朝鮮族は他の移住労働者より優遇される可能性が出てきた。しかし、その場合においても、わが民族と思い描いてきた民族の一体性にはならなかった。むしろ、韓国人々と朝鮮族の人々が出会うことによって、わが民族の中には亀裂が生じ、朝鮮族は其中で「2級民族」としてランクづけられ、北朝鮮との和解による人の交流の可能性が論じられるときは、さらに「3級民族」として格下げされる恐れがあるのだ。
- (16) 姜來熙「韓国における IMF 新自由主義の構成と文化変動」『思想』2000年3月、909号、76ページ。
- (17) 佐々木典子「現代家族の変動」『変貌する現代韓国社会』世界思想社、2000年、25ページ。